

別添

令和 7 年 3 月 24 日
警察庁交通局交通規制課

特定交通情報提供事業に係る届出制度の概要について

平成14年6月1日から、道路交通法（以下「法」といいます。）第109条の3第1項の規定により、予測交通情報を提供する事業を行おうとする者は、国家公安委員会に届出をしなければならないこととされています。その制度の概要は、下記のとおりです。不明な点があれば、次の届出先に質疑してください。

{	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号
	警察庁交通局交通規制課交通情報係
	・ 電話番号 03-3581-0141（代表）
	・ 電子メール tokuteikotsujoho@npa. go. jp
	・ ホームページ https://www.npa.go.jp/

記

第1 特定交通情報提供事業の届出

1 趣旨

予測交通情報の提供は、現在又は過去の交通情報を提供する場合と比べると、実現していない将来の事象を表そうとするものであるため、正確性及び適切性が失われるおそれが高く、また、長期間にわたり提供されるときにはより多くの運転者の行動に影響を及ぼすこと等に鑑み、予測交通情報を提供する事業を行う者にあつては、国家公安委員会への届出を要することとされました。

2 届出の対象となる事業の範囲

(1) 特定交通情報提供事業とは

国家公安委員会への届出が必要な事業は、法第109条の3第1項（別添1参照。）において、交通情報を提供する事業であつて、

- ・ 道路における交通の混雑の状態を予測する事業（同項第1号）
- ・ 目的地に到達するまでに要する時間を予測する事業（同項第2号）

のいずれかに該当するものであるとされており、このような事業のことを、法では、「特定交通情報提供事業」と呼称しています。第1号の事業にはいわゆる渋滞予測を行うものが、第2号の事業にはいわゆる旅行時間予測を行うものが、それぞれ該当します。これらの予測結果を基に最短経路を指示するものも、

特定交通情報提供事業に該当します。

具体的には、曜日、時間帯、天候等が類似した過去の同一区間・地域における履歴データや最新のデータを参照・加工することなどにより、

- ・ 運転計画の検討に資するよう数日後又は数週間後に発生すると見込まれる交通渋滞の発生区間、時間帯、程度等の情報を提供するもの
- ・ これから走行しようとする目的地までの平均的な所要時間等を踏まえた推奨出発時刻、推奨経路、到着予想時刻等の情報を提供するもの
- ・ 走行車両の進行方向の渋滞状況の変化を計算して混雑する区間を避けて最短時間で目的地に到達することのできる経路の情報を提供するもの

等が想定されます。

(2) 特定交通情報提供事業に該当するかどうかの判断

事業が特定交通情報提供事業に該当するかどうかは、利用者への情報提供が現在又は過去の状況を表すものとして行われるのか、将来の状況を予測したものとして行われるのかによって判断されます。したがって、次のような事業は、特定交通情報提供事業に該当しません。

- ・ 平素混雑の目立つ区間や時間帯、これを避けるための経路に関する情報を書籍等により提供するもの（いわゆる渋滞マップ等が該当します。未来の運転行動に影響を及ぼしますが、過去の時点の情報であるとして提供されるものです。）
- ・ 最新の交通渋滞や旅行時間に関する情報をカーナビゲーション車載機等により提供するもの（現在提供中のVICS情報等が該当します。最新の情報ではありますが、あくまで直近過去の情報であるとして提供されるものです。）

(3) 情報の作成者と提供者が異なる場合の取扱い

予測交通情報を作成する事業者と、その予測交通情報を利用者に提供する事業者が異なる場合には、届出義務を負うのは前者となります。

例えば、別の事業者が作成した予測交通情報の提供を受け、その予測交通情報を加工せずにテレビ、ラジオ、インターネットのホームページ等によって利用者向けに表示、送信等する事業者は、届出義務を負いません。

3 届出要領

(1) 届出の方法等

法第109条の3第1項による届出は、道路交通法施行規則（以下「府令」といいます。）第38条の8（別添2参照。）により別記様式第24の届出書（別添3参照。）を警察庁交通局交通規制課に提出することにより行います。各都道府県警察に提出をしても受理されません。

届出書の提出方法は、①窓口持参、②郵便、③電子メールのいずれかを選択してください。ファクシミリによる届出は、受理することができません。

届出の受理後、届出受理証を送付しますので、紛失しないよう大切に保管してください。

届出の期限は、事業を開始しようとする日の10日前までです。

届出書の様式は、警察庁ホームページに掲載されているファイルをダウンロードして用いることもできます。所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。記載すべき事柄の多寡に応じて欄の大きさを変えることは、差し支えありません。

万が一、この届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、法第119条の3第2項第2号又は第123条の規定により、10万円以下の罰金に処せられる場合があります。

(2) 変更届出

事業の充実、拡大等に伴い既に届出をした事項を変更するときも、届出が必要になります。その方法等は、上記(1)に示した事業開始時の届出と同様です。

この場合、届出書には、変更のあった事項に関してのみ記載してください。

届出の期限は、変更の日の10日前までです。

(3) 届出事項及び届出書の記載要領

ア 届出者

届出者の欄には、氏名及び住所（届出者が法人であるときには、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先電話番号を記載してください。押印は不要です。

イ 事業の開始年月日

事業の開始年月日の欄には、実際に利用者に対して予測交通情報の提供を開始する年月日を記載してください。

ウ 交通情報を提供する道路

交通情報を提供する道路の欄には、情報提供をする道路が一般道路であるときは当該道路の存する都道府県名を、高速自動車国道や都市高速道路であるときは当該道路の名称及び区間を列挙するなどの方法により、事業を実施する道路の範囲を記載してください。

エ 交通情報の収集の方法

交通情報の収集の方法の欄には、都道府県公安委員会及び道路の管理者から財団法人日本道路交通情報センターを経由してデータの供与を受けるときは、その旨を記載してください。

他方、これら以外のデータを用いて渋滞情報その他の動的交通情報を作成

するときは、データ収集の具体的手段を分かりやすく記載してください（例：「〇〇県内の主要幹線道路に面する建物にカメラを設置して道路交通の状況を撮影」）。

オ 予測の方法

予測の方法の欄には、将来の道路交通の状況を予測するために行う演算処理等の概略を分かりやすく記載してください。簡記することが困難である場合も多いと考えられますので、必要に応じ、フローチャートを添付するなどしてください。

カ 交通情報の提供の方法

交通情報の提供の方法の欄には、利用者に対し予測交通情報を提供するために用いる媒体の種類、通信手段等を具体的に記載してください（例：「ラジオ放送」、「カーナビゲーション装置」、「ウェブサービス（一般のブラウザで閲覧するもの）」、「携帯電話」、「PC・スマートフォン向けアプリ（インターネットにおいて交通情報を閲覧するためのアプリケーションが必要なもの）」、「DVD等の記録媒体（オフラインで提供されるもの）」）。

キ 提供する交通情報の種類及び内容

提供する交通情報の種類及び内容の欄の上欄には、提供しようとする予測交通情報が道路における交通の混雑の状態を予測するものか、目的地に到達するまでに要する時間を予測するものか、この両方に該当するものかを、不動文字を横線で消すことによって示してください。

また、下欄には、提供しようとする予測交通情報の内容として盛り込まれる事項、その表示方法等を具体的に記載してください。デジタル地図上に情報を表示するもの等については、簡記することが困難である場合も多いと考えられますので、必要に応じ、画面表示例を添付するなどしてください。

ク 第三者提供の概要

第三者提供の概要の欄には、予測交通情報の提供先の中にこれを用いて交通情報を提供する事業を行う者（以下「二次事業者」といいます。）が含まれている場合に限り、当該二次事業者の①氏名及び住所等、②交通情報を提供する道路、③交通情報の提供の方法、④提供する交通情報の種類及び内容を記載してください。記載要領は、上記ア、ウ、カ及びキのとおりです。

情報を作成する事業と情報を提供する事業が分業されているときは、国家公安委員会が届出事業者の事業概要を把握するだけでは、法に規定された交通の安全と円滑を確保するための責務を果たすことが困難となり、届出制度の趣旨が没却されることとなることから、届出事業者と二次事業者の事業を一体のものとして捉え、二次事業者の情報提供の正確性及び適切性に相応の

責任を負うべき届出事業者が、二次事業者の事業概要を把握し、必要事項を国家公安委員会に届け出ることとしたものです。

第2 勧告、公表等

1 趣旨

特定交通情報提供事業を行う者が正確かつ適切でない交通情報を提供することにより道路における交通の危険又は混雑を生じさせたときに、行政が適切に関与することによって、二次、三次の被害拡大や事後の再発の防止等を図ることができるようになるため、このようなときには、国家公安委員会は、法第109条の3第2項の規定により、事業者に対し正確かつ適切な交通情報の提供のために必要な措置をとるべきことを勧告するとともに、事業者が勧告に従わない場合には、同条第3項の規定により、その旨及び勧告の内容を公表することができるようにされました。

2 勧告

(1) 勧告の基準

勧告は、特定交通情報提供事業の実施に関し上記1のような実害が発生した場合において、同事業に係る技術水準その他の事情を勘案して、相当な期間を定めて行うこととされており、次の①から③までのいずれの条件も満たす場合に限って行うこととしています。

① 事業者の提供した正確かつ適切でない予測交通情報が運転者の行動に影響を及ぼし、その結果として道路における交通の危険又は混雑を生じさせたという因果関係が認められること。

② 次のいずれかに該当すること。

- ・ 事業者の作成した予測交通情報を、同様の条件の下で、その時代における一般的な水準の予測技術を用いて作成した予測交通情報と比較対照し、事業者の予測精度が著しく低いと認められるとき。
- ・ 事業の態様が「交通情報の提供に関する指針」（平成14年国家公安委員会告示第12号）の内容に照らして不適切であると認められるとき。

③ 次のいずれにも該当しないこと。

- ・ 予見困難な交通事故、災害等の突発事案により交通流が大きく変動したことにより予測交通情報の正確性又は適切性が失われたと認められるとき。
- ・ このほか、正確かつ適切に予測交通情報を提供することが困難であったと認められる相当の事情があったとき。

(2) 検証の方法

予測交通情報の正確性の検証は、事業者の予測精度と事後に実測したデータ

に基づき国家公安委員会が作成した交通情報とを比較対照すること等によって行います。

3 公表

公表は、勧告を受けた事業者が、当該勧告により示された具体的措置を講ずるために必要とされる相当の期間が経過してもなお、それに従わない場合に限って行われます。公表の方法は、官報公示、報道発表等によることを予定しています。

4 報告徴収

国家公安委員会は、法第109条の3第4項の規定により、特定交通情報提供事業を行う者に対し、上記の勧告及び公表に係る規定を施行するために必要な事項の報告を求めることがあります。この報告の徴収は、勧告及び公表の可否を判断したり、勧告及び公表の内容を決定するために必要な限度において行われるものです。

万が一、この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、法第119条の3第2項第3号又は第123条の規定により、10万円以下の罰金に処せられる場合があります。

第3 参考：交通情報の提供に関する指針について

上記の届出制度に関する規定と同時に、法第109条の2第3項の規定により国家公安委員会が作成、公表した「交通情報の提供に関する指針」が施行され、同条第4項の規定により、交通情報を提供する事業（※この指針の対象となるのは特定交通情報提供事業に限られません。）を行う者は、同指針に従い正確かつ適切に交通情報を提供することにより、道路における危険の防止その他交通の安全と円滑に資するように配慮しなければならないこととされました。

その内容については、警察庁ホームページを御確認ください。